

平成27年度 事業推進概要

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

【事業推進概要】

国内最大勢力の山口組が分裂し、各地で大規模な対立抗争状態となっています。京都においても本年3月末に、山科区内の暴力団の組事務所にはけん銃が撃ち込まれ、今後も対立抗争の発生が懸念される所があります。

こうした現状を踏まえて、暴力団の資金源獲得に向けての活動も、京都の地元暴力団である会津小鉄会を交えた三者による活動が予想され、特に祇園・木屋町地区の風俗店に対する利権争いととも、これまでの、伝統的資金獲得活動に加えて、金融業・産業廃棄物処理業・建設業等の各種事業活動への参入、行政対象暴力・公共工事等への不当介入等、暴力団の資金獲得活動は社会変化に対応して一層多様化・巧妙化し、市民生活の安心・安全が脅かされております。

京都府暴力追放運動推進センターは、府民の皆様と協力して暴力団等反社会的勢力の排除、弱体化に取り組んできました。

しかし、暴力団等反社会的勢力は組織を隠蔽し、新たな資金源の開拓、既存の資金源の確保等組織の生き残りをかけながらも、本来の暴力性は失わず不安と恐怖感を与えています。

このような現状を受け止め関係機関、団体等の連携強化を図り、事業活動である、不当要求防止責任者講習、暴力相談等の充実に努めるとともに、広報、支援活動等各機能を十分に発揮し、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう事業活動に取り組んできました。

今年度も、府民の皆様からの信頼が益々高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう平成28年度の事業活動を進めていきます。

第1号議案

平成27年度「事業報告」及び「収支決算」について

I 事業報告

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

- 「京都府民だより」に登載
- 犯罪被害者支援リーフレット等に登載
- パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出
- 地下鉄四条駅デジタルサイネージ利用の「三ない運動プラス1」を中心とした暴排運動推進の電照広告
- 祇園祭り期間中における
 - ・ 京都駅地下（通称コトチカ）広場設置デジタルサイネージ電照広告
 - ・ 市バス車内広告・うちわ配布による暴力団等反社会的勢力排除運動広報
- 京都市営地下鉄に電照看板の設置（京都駅・丸太町駅）
- K B S 京都ラジオ放送を利用した「暴排運動」広報
- 「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」開催にともなう
 - ・ 地下鉄四条駅デジタルサイネージ電照広告
 - ・ 京都駅前電光ニュース放映による暴力追放広報
- 年始における市バス広告
- 責任者講習受講者用配付資料（パンフレット等）
 - ・ 不当要求防止責任者教本 (1,500部)
 - ・ 企業対象冊子「企業対象暴力の現状と対策」 (1,000部)
 - ・ 一般対象冊子「暴力団情勢と対策」 (1,000部)
 - ・ 共通一般パンフレット「民暴相談のしおり」 (1,000部)
- ポスターの作成配布
 - ・ 会報 (300部)
 - ・ 暴追標語入2016年カレンダー（暴力追放） (600部)
 - ・ 暴追標語入ポケットカード (1,000部)
 - ・ 広報用チラシ6種類 (各1,000枚)
- 講習・広報等啓発グッズ
 - ・ 不当要求防止ラベル (1,000部)
 - ・ ポケットティッシュ・バリッとBag・マグネット・絆創膏等

(2) 行政機関、団体等の発行する広報誌紙等への掲載依頼

京都府発行の「府民だより」・各市町村発行の広報紙、犯罪被害者支援リーフレット等への機関誌などの機会を捉えて、「府民大会の開催」「よろず相談（舞鶴）」など事業内容の掲載を依頼し、センター事業の普及宣伝に努

めた。

(3) 暴排資料の配布等

京都府・京都市暴排条例施行に伴い、暴排ビデオ・のぼりの貸出しやパンフレット・チラシ・暴排グッズ（ウェットティッシュ等）を地域・職域研修会及び各種会合等において、配布するなど広報啓発活動に努めた。

(4) 警察本部とタイアップした広報啓発活動

京都府警察音楽隊・カラーガード隊「ミュージックパトロール」コンサート（6月14日、6月18日）を利用し、チラシ・啓発メモ帳を配布し暴排運動高揚を図った。

(5) 警察本部とタイアップした暴排活動（特殊詐欺撲滅）

京都府警察本部と連携して暴力団員による特殊詐欺を防止するため、特殊詐欺防止カードを作成して、京都府内コンエンスストアに配布した。

(6) 「みんなの力で暴力・違法銃器追放」京都府民大会の開催

10月28日、「京都テルサホール」において、府内の市町村・各暴力追放対策協議会メンバー・企業及び暴力団排除活動に熱意のある一般市民等約600名の参加を得て、第1部の式典「表彰・大会宣言等」と第2部の落語家桂三風氏による「振り込め詐欺にご用心」の記念講演を催した。

(7) 各地域・職域「暴力追放大会」等への参加と支援活動

地域・職域暴力対策協議会設立及び自治体の暴追大会、総会、研修会等には専務理事、上原事業課長が可能な限り積極的に参加し、京都府警察本部組織犯罪対策第二課と連携のもと暴力排除講演・資料の提供等の支援を行うとともに暴排意識の高揚に努めた。

(8) 年末における山口組分裂に伴う広報・啓発活動

日本最大の山口組が分裂し、六代目山口組と神戸山口組との抗争状態が全国で発生していることにかんがみ、市民への暴力団排除を目的とした広報・啓発活動を12月18日、祇園地区において実施した。

(9) 主要な行事等参加支援状況

- ワコール新京都ビル建設不当要求対策協議会 (4月)
- 京都地区企業防衛対策協議会総会 (4月)
- 少年指導員研修会 (4月)
- 京都建設業暴力追放協議会総会 (5月)
- 右京暴力追放対策協議会 (5月)
- 亀岡市暴力追放協議会総会 (6月)
- 漢字博物館、図書館新築工事不当要求対策協議会総会 (6月)
- 京都銀行警察連絡協議会役員総会 (6月)
- 東山地区暴力犯対策協議会 (6月)
- 犯罪被害者連絡協議会 (6月)
- 下鴨暴力追放協議会総会 (6月)
- 警備業協会総会 (6月)

- 京都府生命保険警察連絡協議会 (8月)
- 京都府自動車販売店暴力対策協議会総会 (8月)
- 京都府証券警察連絡協議会総会 (8月)
- 京都府銀行警察連絡協議会役員総会 (9月)
- ワコール新京都ビル建設不当要求対策協議会会議 (11月)
- 日立製作所研修会 (1月)
- 少年被害者研修会 (2月)
- 不動産取引における暴力排除のための京都連絡協議会総会 (3月)

2 組織活動の支援

(1) 大会、総会、研修会等を通じた支援

全国暴力追放運動中央大会（11月）に参加した他、地域・職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事・上原事業課長が積極的に参加し暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

また、各業界に対して「暴力団の介入を防止するため（暴排条項）」の冊子等を組織支援活動の一環として関係各社に配布した。

(2) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等を身につける絶好の機会であることから、受講者と関連のある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、民暴委員会弁護士による講演を行い、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(3) 京都府暴力追放功労表彰(10月7日京都テルサホール於)

○ 京都府暴力追放功労表彰

「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」において、地域、職域で、暴排活動を積極的に推進し、多大な功労があった

個人

・ 谷口 和大

に、京都府暴力追放運動推進センター会長（京都府知事）京都府警察本部長連名の表彰状が授与された。

○ 近畿ブロック暴力追放功労表彰

近畿地区において特に功労があり、その活動の模範となる団体及び個人に贈られる表彰であり、

個人・ 和田 敦史

団体・ 京都府証券警察連絡協議会

(会長：松芝 慶明 氏)

に近畿管区警察局長と近畿ブロック暴力追放運動推進センター会長である大阪府知事の連名表彰状が授与された。

(4) 賛助会員等に対する反社会的勢力からの被害防止セミナーの開催

賛助会員等対象に、平成27年7月28日「京都ガーデンパレス」において開催し、京都弁護士会民暴非弁取締委員会弁護士の講演「不当要求対応の心得」及び「企業を守る反社会的勢力対策」をメインテーマに京都弁護士・京都府警察組織犯罪対策第二課長補佐・当センター専務理事等によるパネルディスカッションを行うとともに、書籍「反社勢力を巡る重要判例」を配布した。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

○ 常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設（午前9時～午後4時まで）している。

○ 京都府下舞鶴市役所市民相談課主催の「困りごと相談所」を年4回開催しており、舞鶴警察署員の応援を得て当センター相談員を派遣し

平成27年 5月19日 舞鶴市西駅交流センター

平成27年 5月20日 赤れんが2号館（市政記念館ホール）

平成27年11月17日 舞鶴市西駅交流センター

平成27年11月18日 赤れんが2号館（市政記念館ホール）

において「暴力相談所」設けて対応した。

(2) 相談活動状況

	相談受理状況 308件（前年同期対比 -195件）	
相談方法	電話	80件（-96件）
	面接	185件（-123件）
	インターネット等	43件（+24件）
対象別件数	暴力団員	15件（-9件）
	右翼標榜者	0件（-2件）
	不明	293件（-184件）
相談内容	暴力的不当要求行為	2件 約0.6%
	刑法等の罪に関するもの	11件 約3.6%
	暴力団事務所関係	0件 約0%
	離脱・加入強要等	3件 約1.0%
	その他	292件 約94.8%

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報誌紙及びセンター発行の暴力相談チラシ（6種）を配布し広報に努めた。

4 少年対策事業

支援活動

6月20日、島津アリーナ京都（京都府立体育館）で開催の「第37回少年を明るく育てる京都大会」主催（京都府少年補導連絡協議会）に協賛支援した。

5 救済事業

(1) 見舞金等支給状況

藤武事件などの訴訟支援を受けた「暴力団被害者救済基金」へ10万円を支援した。

(2) 京都暴力団離脱・社会復帰対策協議会

京都府・刑務所・京都府警察等関係機関と連携した暴力団離脱者に係る社会復帰対策協議会を開催した。
(7月8日京都刑務所内)

(3) 社会復帰対策連絡会

暴力団離脱者に係る社会復帰対策連絡会に出席した。

(7月15、16日福岡県)

6 研修活動等

(1) 暴力追放相談員研修会

平成27年7月17日、東京グランドヒル市ヶ谷において全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放相談委員研修会」に参加した。

(2) 近畿ブロック暴力追放推進センター連絡協議会定例会議等

○ 7月21日、に近畿管区警察局において連絡協議会の開催に参加し、意見交換等研修を行った。

(3) 他府県暴力追放大会等への参加

○ 近畿府県実施の暴力追放大会

・ 兵庫県 11月11日 第24回暴力追放兵庫県民大会
(神戸文化ホール)

・ 大阪府 11月12日 第24回暴力追放府民大会
(大阪国際文化交流センター)

・ 和歌山県 11月17日 第24回暴力追放県民大会
(和歌山市民会館)

○ 全国暴力追放大会等

・ 東京都 11月24日 平成27年度全国暴力追放運動中央大会
(明治記念会館)

・ 東京都 7月3日 全国センター研修会
(明治記念会館)

・ 福岡県 7月15日・16日

暴力団離脱者に係る社会復帰対策連絡会議
(福岡県警察本部)

- ・ 北海道 7月10日 第24回暴力追放大会
(帯広市民文化ホール大ホール)
- ・ 長崎県 11月2日 平成27年暴力団追放長崎県大会
(長崎ブリックホール)

○ 民事介入暴力対策大会

- ・ 7月10日 第82回民事介入暴力対策帯広大会
(ホテル日航ノースランド帯広)
- ・ 11月2日 第83回民事介入暴力対策長崎大会
(ベストウェスタンプレミアホテル長崎3階ホール)

(4) 全国専務理事等研修会

2月15日、明治記念館において警察庁、全国暴追センターが主催する「専務理事及び事務局長等研修会」に参加した。

7 受託事業

平成23年度4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成27年度	平成26年度	前年同期対比
実施回数	34回	41回	- 7回
受講人員	1,133人	2,713人	-1,580人

(2) 講習種別と実施回数等

種別	回数 (前年同期対比)	受講人員 (前年同期対比)
選任時講習	29回 (+14)	980人 (+126)
定期講習	5回 (-21)	153人 (-1,706)
臨時講習	0回 (±0)	0人 (±0)
計	34回 (-7)	1,133人 (-1,580)
センター発足後	1,015回	57,887人

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他	計
362人 (+161)	64人 (-76)	136人 (-358)	571人 (-1,307)	1,133人 (-1,580)

凡例 () は、前年対比

※ その他は、建設業等（建設・土木・電気業等）、小売業、飲食業、行政書士、ホテル旅館等

(4) 使用教材等

- 不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)
- 講習用資料パンフレット等
 - ・ 民暴相談のしおり
 - ・ 行政対象暴力の現状と対策
 - ・ 暴力団情勢と対策
 - ・ 企業対象暴力の現状と対策
- 暴排ビデオ等の効果的活用
 - 「不当要求の手口と対応あなたならどうする？」 「解説 暴排条例」
 - 「断絶」 「鉄の砦」
- 受講修了書等の交付（配布）
 - ・ 受講修了書（選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書）
 - ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

8 その他

- (1) 京都府警察・京都弁護士会・京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、暴力団等からの不当な行為による被害を受け、またはおそれのある者からの相談等を受けた場合等において、三者間の適切な連携を図るため「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定（三者協定）」に基づき、平成27年6月5日京都弁護士会館において三者協定研修会を開催した。